

「平成17年度食品安全委員会運営計画（案）」に対する意見の募集の結果について

平成17年3月31日

内閣府食品安全委員会事務局

「平成17年度食品安全委員会運営計画（案）」について、平成17年2月24日から3月23日まで、国民の皆様からの意見の募集を行ったところ、6件の御意見をお寄せいただきました（うち個人3件、団体3件）。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方は、別紙のとおりです。
御意見をお寄せいただいた方々に厚く御礼を申し上げます。

「平成17年度食品安全委員会運営計画（案）」に対する御意見及びそれに対する考え方について

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
【第1 平成17年度における委員会の運営の重点事項】		
2	<ul style="list-style-type: none"> 「平成17年度における委員会の運営の重点事項」において、「新たに食品健康影響評価技術研究を開始する」ことなどを打ち出し「委員会の主体的な取組の更なる推進を図る」ことを謳ったことは重要である。リスク管理機関からの要請を待つことなく、委員会独自の食品健康影響評価を大いに進めることを期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員会においては、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認められる場合には、リスク管理機関からの要請がなくても、食品健康影響評価技術研究を活用することなどにより、自ら積極的に食品健康影響評価を行っていただけるよう努めてまいります。
2	<ul style="list-style-type: none"> 委員会が計画・実施するすべての施策について、計画・行動・評価（PDS）のサイクルに基づいて評価・運用され、次年度以降の施策に生かされるようにするとともに、その過程におけるリスクコミュニケーションを実施する旨を重点事項に明示する必要がある。 	<ol style="list-style-type: none"> 行政機関が行う政策の評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（See）」を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されています。 委員会の取組については、毎年度、運営計画を作成するとともに、当該年度の運営計画の実施状況及び今後の課題を取りまとめ、これを次年度の運営計画の内容に反映させることとしています。「平成17年度食品安全委員会運営計画（案）」（以下「運営計画案」という。）においては、企画専門調査会が、こうした委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行うという役割を果たすこととされています。
【第2 委員会の運営全般】		
1	<ul style="list-style-type: none"> リスクコミュニケーション専門調査会の調査審議事項として、評価に当たっての指標を明らかにしながら、消費者、事業者、行 	<ol style="list-style-type: none"> 御指摘の点については、平成16年7月1日の第51回委員会合会において決定された「食の安全に関するリスクコミュニケー

	<p>政にとどまらず、マスコミなども含めたすべての関係者の参画の下で、より適切なリスクコミュニケーションを作り上げていくための検討と実践を毎年蓄積していく旨を明確にする必要がある。</p>	<p>シヨンの現状と課題」の中で、今後とも引き続き、「行政、食品関連事業者、消費者、メディア、教育関係者などの関係者等と随時、直接、意見交換を実施」しつつ、「関係者から食品の安全性に関わる問題の所在や解決方向、疑問点について、何をリスクととらえ、どのようにコミュニケーションをすれば良いかなどについて意見を聞き、討議することに力を注ぎ、食品安全委員会をはじめとして国がなすべきことの方角を探ることを目指」すこととされています。</p> <p>2 これを踏まえ、運営計画案上、リスクコミュニケーション専門調査会において、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法を検討・開発することとされており、また、その一環として、意見交換会等のリスクコミュニケーションの評価についても検討しているところであり、引き続き適切なリスクコミュニケーションの推進に努めてまいります。</p>
	<p>・ 運営状況報告書とは別に、平成16年度版の「食品安全委員会年報」を作成し、公表する旨を委員会の業務として位置付ける必要がある。</p>	<p>1 委員会の運営については、計画的な運営を図る観点から、毎年度、運営計画を作成することとしているほか、毎年度の運営状況を取りまとめた運営状況報告書を作成することとしており、運営計画案においても、平成16年度食品安全委員会運営状況報告書の作成について記述しているところです。</p> <p>2 また、平成15年度の委員会の運営については、運営状況報告書とは別に、年報も作成しており、関係省や地方公共団体等に配布しているところですが、これは、運営状況報告書や各種公表資料等を1冊の冊子にまとめたものであり、それ自体、専門調査会や委員会会合において審議した上で作成するものではありません。</p> <p>3 このため、運営計画案において、平成16年度版の食品安全委員会年報の作成・公表についてあえて記述する必要性は乏しいと考えています。</p>

【第3 食品健康影響評価の実施】

<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドラインについては、すべての分野について策定する必要があり、運営計画の内容もそのように修正される必要がある。併せて、当該分野のガイドラインが未策定の状態で食品健康影響評価が実施された品目については、ガイドライン策定後に再評価を行うことを記載する必要がある。 ・ 危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドラインについては、「食中毒原因微生物」及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品」について策定する旨記述されていますが、添加物や農薬においては、食品健康影響評価に関するガイドラインが策定されないまま、食品健康影響評価が行われている品目がいくつかあるので、これらについて、ガイドラインを策定した上で、再評価を行う必要がある。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品健康影響評価の実施に当たっては、科学的で透明性のある評価となるよう、具体的なスケジュールを取りまとめた上で、食品健康影響評価に関するガイドライン(以下「評価ガイドライン」という。)を計画的に策定することとしています。 2 運営計画案において評価ガイドラインを策定することとされている「食中毒原因微生物」及び「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品」は、特にその策定を推進するものとして例示したものにすぎず、これらについてのみ策定することとしているわけではありません。 3 また、当該分野の評価ガイドラインが未策定の状態で食品健康影響評価が実施された品目については、評価ガイドラインの策定後、その内容に照らして再評価を行うことが必要と判断される場合には、再評価を行うこととなります。
<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危害要因ごとの評価ガイドラインについて、情報開示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会においては、評価ガイドラインの策定を進めているところです。評価ガイドライン案を作成した場合には、通常4週間の意見募集を行うとともに、取りまとめられた評価ガイドラインについては、委員会のホームページに掲載しています。 <p>(参考)既に策定済みの評価ガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> (動物用医薬品/肥料・飼料等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針 (遺伝子組換え食品等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 ・ 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方 ・ 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準 ・ 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方

		<p>(新開発食品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方 <p>(肥料・飼料等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件について、候補の検討・選定時期が明示されているが、その時点で案件の候補について開示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討については、国内外の関係機関、マスメディア等から収集・整理した危害情報、食の安全ダイヤルや食品安全モニター報告等を通じて国民から寄せられた情報・意見、委員会に文書で寄せられた要望・意見等を定期的に整理した上で、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補についての検討資料を作成し、おおむね6ヶ月ごとに企画専門調査会において候補の検討を行うこととしており、この検討資料については、企画専門調査会の会合の傍聴者に配付するとともに、企画専門調査会配付資料として、委員会のホームページに掲載しています。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「委員会は、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認める場合には、企画専門調査会の報告がなくても、自ら食品健康影響評価に着手することができる」旨の規定は、委員会の独立性の観点からは極めて重要と考えられるので、確実にこれを推進すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会においては、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認められる場合であって、平成17年度から開始する食品健康影響評価技術研究を活用することなどにより、リスク管理機関からの要請がなくても、食品健康影響評価を行うことができると考えられるときは、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討の手續によることなく、自ら積極的に食品健康影響評価を行っていけるよう努めてまいります。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品健康影響評価について、「研究テーマを設定し公募を行う「テーマ設定型」の競争的研究資金制度」の導入が明示されているが、その内容はいかなるものか、具体的に示していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、委員会のホームページ等に当該競争的研究資金制度の内容等を適宜掲載できるよう準備しているところです。
【第4 リスクコミュニケーションの促進】		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発について、早期に取りまとめ、情報開示すべき。 	<p>1 効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発については、運営計画案に記述されているとおり、リスクコミュニケーション専門調査会における審議を経て昨年7月に取り</p>

		<p>まとめられた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を踏まえ、リスクコミュニケーション専門調査会において引き続き精力的に検討を重ねてまいります。</p> <p>2 また、リスクコミュニケーション専門調査会における審議結果に関する情報開示については、会合を公開で開催するとともに、配付資料、議事録等を委員会のホームページに掲載しています。</p>
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地で行われる意見交換会のうち、年度当初から開催を予定しているものについては、運営計画中に目安となる時期や開催予定地域等の情報についても明記する必要がある。 ・ 「17年度においても、関係府省が連携して全国各地で意見交換会を30回程度開催する」との記述について、意見交換する内容、時期、場所なども運営計画に盛り込むべき。「地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する」との記述についても、同様。 	<p>1 意見交換会の開催については、リスク管理機関との間で必要な調整を行い、調整を終了したものから可能な限り早期に、委員会のホームページ等を通じてその開催を周知するよう努めてきたところです。御指摘の開催予定時期等については、今後とも可能な限り早期に情報提供していけるよう努めてまいります。</p> <p>2 なお、10回程度開催することとしている地方公共団体との共催による意見交換会については、年度中を通じて、随時受け付けている各地方公共団体からの要望を受けて、地域バランスや開催テーマ等を考慮しつつ、共催による実施を決定しています。今後とも、開催が決まり次第、可能な限り速やかにホームページ等でお知らせすることができるよう努めてまいります。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国食品安全連絡会議の開催について、「今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組等について報告を受け、幅広い観点から意見交換を行う」と記述されているが、自治体レベル（身近に消費者が参加できる場）でのリスクコミュニケーションがとても重要である。委員会は、リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメントを行うとされていることから、都道府県との連携を強め、自治体レベルでのリスクコミュニケーションが強化されるようマネジメントを強化すべき。 	<p>1 委員会においては、食品の安全性の確保に関するリスクコミュニケーションについて、食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションを行うとともに、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションに関する事務の調整として、関係府省担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、意見交換会の開催時期、テーマ、具体的内容、方向性等について必要な調整を行っています。</p> <p>2 御指摘のように、リスクコミュニケーションを推進する上で、地方公共団体との連携強化は重要ですので、今後ともリスク管理機関と必要な調整を図りながら、全国的なリスクコミュニケーションの推進に努めてまいります。</p>

3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数のモニター制度の実施や国民に対する定期的なアンケート調査の実施など、国民からの様々な意見を聴取するために、各種公聴手段を実施する旨を運営計画中に明記する必要がある。 ・ 専門性の高い食品安全モニターの実施などが計画されているが、広く国民から多様な意見を聴取する点では不十分であるため、定期的なアンケートの実施など、各種公聴手段の実施についても、運営計画に盛り込むべき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員会においては、食品の安全性に関して一定の知識や経験を有する方々を対象として、毎年度、全国から470名の食品安全モニターを依頼し、随時報告として御意見等をお寄せいただくとともに、課題報告としてアンケート調査に御協力いただき、委員会等の取組の参考としています。 2 御指摘のあった国民からの様々な意見の聴取については、食品安全モニターに加え、運営計画案にも記述されているとおり、意見交換会や意見聴取会、消費者等からの御意見や問合せに対応する「食の安全ダイヤル」等の様々な機会・手段を通じて、取り組んでいくこととしています。 3 また、食品安全モニター以外の一般の消費者を対象としたアンケート調査を行う場合には、必要に応じて国政モニター等を活用してまいりましたが、今後とも広く国民からの多様な意見を聴取するよう努めてまいります。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全モニターについて、その活動実態や成果についても情報開示すべき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員会においては、平成16年度に食品安全モニターから食品安全行政に関する意見等について随時報告を受け付け、関係行政機関にも回付し、食品の安全性の確保に関する施策を推進していく上での参考とするとともに、適宜、意見等に対するコメントを付して、ホームページに掲載しています。 2 また、「食の安全性に関する意識調査」、「食の安全性に関する用語集について」及び「食品安全委員会のこれまでの取組等について」の課題報告を実施し、その結果についてもホームページに掲載しています。 3 今後とも引き続き、食品安全モニターの活動の推進を図るとともに、広く国民との情報や意見の交換に資するよう、食品安全モニターからの報告内容等の情報提供に努めてまいります。

4	<ul style="list-style-type: none"> 委員会のホームページにおいては、委員会の検討内容などを中心に、豊富な情報提供が行われるようになった。正確でわかりやすい情報発信になるように、引き続き、努力していただきたい。意見交換会などのリスクコミュニケーションは、リスク管理機関との連携の下に行われているが、リスク管理の施策決定に至るプロセス部分についても、広く国民に理解しやすいようにわかりやすい情報提供を求める。 	<ol style="list-style-type: none"> 委員会のホームページについては、トピックスの作成や検索機能の付加など、内容や使いやすさの改善に努めており、今後とも正確でわかりやすい情報発信に努めてまいります。 また、委員会においては食品健康影響評価に関することについて、厚生労働省、農林水産省等のリスク管理機関においてはリスク管理措置に関することについて、それぞれリスクコミュニケーションを行うこととしており、リスク管理措置については、各リスク管理機関において適切に情報提供されるべきものと考えていますが、委員会としても、意見交換会等においてリスク管理機関と連携を図りながら、食品安全に役立つわかりやすい情報提供に努めてまいります。
4	<ul style="list-style-type: none"> 「一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、マスメディア関係者との間で定期的に意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供に努める」と記述されているが、マスコミへの情報提供も含め、食の安全についての情報が、国民に正確に周知されることが重要である。マスコミも含むリスクコミュニケーションとして、位置付けるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘のとおり、食品の安全性に関する情報が国民に正確に周知されることが重要であり、その際、報道の果たす役割は大きいことから、委員会においては、マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行うための懇談会を実施しています。また、意見交換会においてもマスメディア関係者にも参加いただくなどしています。こうした取組を通じ、今後とも引き続き、マスメディア関係者を含むリスクコミュニケーションの推進に努めてまいります。
【その他】		
	<p>[委員会の委員の構成について]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農芸化学は、食品科学や食品工業界において非常に大きな役割を果たしているため、委員会の委員に農芸化学会の代表を少なくとも医学科出身者と同数加えるべき。 「プリオン」の問題について、応用生化学の領域の専門家で今ごろ個別の「全数検査」が妥当と思っている人はあまりいないのではないかと推察（統計）学の専門家の参加が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営計画案の内容に直接関係するものではありませんが、頂いた御意見・御要望は、今後の委員会の運営の参考にさせていただきます。

[委員の資格と任期、罷免制度について]

- ・ 委員の中には食品安全委員会に所属しながら、費用のかかる広告代理店を事務局にして、BSE問題について考える組織の「発起人」をする例があった。そのシンポジウムに参加したが、スポンサー50社ほとんどすべてが外食や輸入関係などの企業であり、公平な審議ができるとは思えないので、委員をしている間は審議内容にかかわる企業との主催活動を自粛することや、金銭関係のないことの宣誓、証明などを行わせるなど、委員会において、倫理的な規制を作るべき。
- ・ BSEについて、二次感染問題があり、しかも遅効性のvCJD問題とふぐ毒を一緒に扱うような講演活動を、「食品安全委員会委員」の名を出して行っている委員がいた。内容が不適切だと思うし、専門調査会と異なる見解について食品安全委員会の名を出して講演活動を行うことは、委員会不信にもつながる。(その委員が「日本人が感染する確率は200兆分の1」として講演を行っていながら、日本に変異型ヤコブ病の患者が出てしまったことなども不信につながると思う。さらにまた感染者が出たらどうするのか。)
- ・ 講演資料において「食品安全委員会委員」の名を出すものについては、専門調査会の承認を得て行わせるとか、規制を行うべき。
- ・ 不適切な活動を行った委員などについて、罷免制度を作るべき。
- ・ 委員の選出基準、選出理由を国民に明確に公開すべき。
- ・ 委員だけでなく事務局のメンバー表についても、国民に明確に公開すべき。

[リスクコミュニケーションの参加者拡大について]

- ・ より一般的な消費者の参加拡大のためには、例えばNHKの「こ

どもニュース」や各TV局などで放送されている娯楽教養情報番組（発掘あるある大辞典、スパスパ人間学、ためしてガッテンなど）のような、感覚的にも理解しやすい構成を取り入れることを考慮してはどうか。

例えば、専門的な知識を持つ方々と一般参加者の間に入る方として、現在いる「コーディネーター」のほか、「一般の人（主婦や中高生など来て欲しい層の人）、オリジナルのキャラクターなど」を加えて、専門的な解説だけでなく、一般の人の理解程度を一般の人の言葉で話していただくことが、理解のギャップを埋めていくことになるのではないかと思う。

[意見交換会や食の安全ダイアルを通じて得た情報や意見の取扱いについて]

- 意見交換会や食の安全ダイアルを通じて入手した情報が委員会のメンバーや専門調査会のメンバーにまで渡っていない点を改善すべき。すべての意見交換会で出た意見、情報に関する議事録やアンケート結果を、事務局で抜粋することなしに、公開資料として議事に残る形で委員に配布すべき。
- 意見交換会の議事録などがまだすべて出揃ってない段階なのに「参加者から出た意見はすべて反映している」とする委員がいる。
- 意見交換会や食の安全ダイアルで出た個々の情報や意見についての対応、回答を公開できちんとしてもらいたい。少なくとも議事録、アンケート、食の安全ダイアルの投書内容を、事務局が取捨選択する前に、すべての委員に先に配布し、公開議事にも残すべき。
- 意見交換会の議事録については、例えばBSEに関しては前半が行政側の一方的な説明、後半が意見交換会になっている。議事録を読みやすくするために、議事録のPDFファイルを前半の1部と後半の2部に分けるべき。

- ・ 消費者などから得た情報について、委員会で対応できないことについては、「厚労省 課に情報提供した」、「農水省 課に情報提供、内容の確認、改善を求めた」などと、その問題がどう振り分けられたのかを明確にし、公開すべき。

[B S E 関係のリスク評価の在り方について]

- ・ 委員会の評価結果は大きな影響を与えるので、情報が少ない段階で、断定的な評価や、誤解を呼ぶような数値を出すのは今回の中間とりまとめ限りにしていただきたい。
- ・ 今回の B S E 問題でこんなに話がこじれたのは、社会で同一視されていた「米国産牛肉輸入再開」について、中間とりまとめ案などに文面で否定を明記しなかったこと、米国牛問題についての手続についても触れなかったことが大きいと思うし、そのせいで社会が大きな混乱を起こしたので、問題や除外点をはっきり文面で明記するようにしていただきたい。
- ・ B S E のような、未解明な部分が多い案件については、委員の意見も分かれるので、どの委員がどのような見解を持っているのかを、資料としても名を出して公開してもよいのではないか。後々問題が起きたときに誰が何を言っていたかがわかりやすく、責任の所在もはっきりするように思う。
- ・ 中間とりまとめ案について、取り消すはずだった 20ヶ月という文面が何故復活したのか、その経緯が不明。今後は案の作成者を、事務局側も含め、個人名もキッチリ出し、責任の所在をはっきりさせてほしい。個人名を出すのが嫌であれば、連名で出してほしい。最終的な結論に関しても、個人名の連名署名で出すようにしていただきたい。
- ・ とりまとめ案についても、新しい知見をその都度その都度足していけるようなフレキシブルな対応を望む。

[B S E 検査の基準緩和や米国産牛肉輸入再開問題について]

- ・ 第三者からの圧力に屈することなく、国民の安全・安心、健康の視点から徹底した科学的検討の中で結論を出されるよう強く要望する。